

防衛省訓令第 1 0 0 号

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和 5 年法律第 2 7 号）、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令（令和 5 年政令第 2 5 6 号）及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令（令和 5 年防衛省令第 1 3 号）を実施するため、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互

のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する訓令を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

防衛大臣 木原 稔

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグ

レートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（以下「法」という。）第5章の規定、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令第1条及び第4条並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令（以下「省令」という。）に基づく特殊海事損害に係る賠償の請求のあっせんの申請等の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方防衛局長等 法第15条に規定する特殊海事損害（以下この条、次条及び第8条において「特殊海事損害」という。）に係る事故の発生地を管轄する地方防衛局長（当該発生地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあっては、東海防衛支局長）又は省令第4条に規定する防衛大臣が指定した地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。）をいう。
- (2) 請求のあつせん 特殊海事損害の請求に関する書類を英国の当局に送付し、当該請求の内容を説明するなど請求の解決に必要な措置をいう。
- (3) 英国軍隊 法第2条第1項に規定する英国軍隊をいう。
- (4) 協力活動 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定第4条第1項に規定する協力活動をいう。
- (5) 自衛隊の部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊若しく

は航空自衛隊の部隊又は機関をいう。

(6) 訴訟 法第17条第1項に規定する訴訟をいう。

(請求のあっせん)

第3条 地方防衛局長等は、特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人（その法定代理人を含む。）から省令第1条に規定する特殊海事損害賠償請求あっせん申請書（以下この条及び次条において「あっせん申請書」という。）の提出があったときは、その者に対し、請求のあっせんに係る手続について説明し、必要な書類の提出を求めるとともに、当該あっせん申請書の内容を確認し、防衛大臣に送付するものとする。

第4条 防衛大臣は、あっせん申請書の送付を受けたときは、請求のあっせんを行うか否かを決定し、その旨を地方防衛局長等を経由して当該あっせん申請書を提出した者に通知するものとする。

2 地方協力局長は、防衛大臣が請求のあっせんを行うことを決定したときは、遅滞なく請求のあっせんを行うために必要な措置を講ずるものとする。

(訴訟の援助)

第 5 条 地方防衛局長等は、法第 16 条の規定によるあつせんにより当該あつせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者から省令第 2 条に規定する訴訟費用立替申請書又は訴訟事務援助申請書（以下この条及び次条において「訴訟費用立替申請書等」という。）の提出があったときは、訴訟の援助に係る手続について説明し、必要な資料の提出を求めるとともに、当該訴訟費用立替申請書等の内容を確認し、防衛大臣に送付するものとする。

第 6 条 防衛大臣は、訴訟費用立替申請書等の送付を受けたときは、訴訟の援助を行うか否かを決定し、その旨を地方防衛局長等を経由して当該訴訟費用立替申請書等を提出した者に通知するものとする。

2 地方協力局長は、防衛大臣が弁護士又は弁護士法人を紹介し、又はあつせんすることを決定したときは、必要な措置を講ずるものとする。

3 地方防衛局長等は、前項に規定する場合を除き、防

衛大臣が訴訟の援助を行うことを決定したときは、その適正な措置の実施のために、英国軍隊との協力活動に従事する自衛隊の部隊等その他関係する自衛隊の部隊等の協力を得て、必要な措置を講ずるものとする。

（償還金の支払の猶予等）

第7条 地方防衛局長等は、法第18条ただし書の規定により償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除（以下この条において「償還金の支払の猶予等」という。）を受けようとする者から省令第3条に規定する償還金支払猶予申請書又は立替金償還免除申請書（以下この条において「償還金支払猶予申請書等」という。）の提出があったときは、償還金の支払の猶予等に係る手続について説明し、必要な資料の提出を求めるとともに、当該償還金支払猶予申請書等の内容を確認し、防衛大臣に送付するものとする。

2 防衛大臣は、償還金支払猶予申請書等の送付を受けたときは、償還金の支払の猶予等を行うか否かを決定し、その旨を地方防衛局長等を経由して当該償還金支

払猶予申請書等を提出した者に通知するものとする。

ただし、償還金の支払の猶予等を行おうとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（訴訟に関する資料等の収集）

第 8 条 地方協力局長は、特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助を遅滞なく行うため、英国の訴訟の制度、弁護士又は弁護士法人その他訴訟の援助に必要な情報の収集をするものとする。

（委任規定）

第 9 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 1 1 月 1 0 日から施行する。